四　地方税法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象個別帰属還付税額（同法第五十三条第十六項又は第三百二十一条の八第十六項の規定により同法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされる金額を含む。）のうち、同法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項に規定する控除されなかつた額に相当する金額

2　特別区の存する区域内に事務所又は事業所を有する連結親法人又はその連結子法人に係る前項の規定の適用については、同項各号中「の規定の」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の」と、「の規定により」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により」とする。

3　第一項各号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額は、法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に当該金額を明らかにする書類の添付がない場合には、ないものとする。

4　法第六十八条の十五の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額をいう。次号及び次項において同じ。）の百分の五に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で、法第六十八条の十五の三第一項に規定する特定寄附金（次項及び第六項において「特定寄附金」という。）で同条第一項の規定の適用に係るものを支出したもの（ロにおいてそれぞれ「適用連結親法人」又は「適用連結子法人」という。）の当該連結事業年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　適用連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び各適用連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の五に相当する金額

5　法第六十八条の十五の三第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五の三第四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、連結親法人又はその連結子法人で、当該連結事業年度において特定寄附金を支出したものの当該特定寄附金の支出につき法第六十八条の十五の三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

6　特定寄附金の支出は、法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用については、その支払がされるまでの間、なかつたものとする。

第三十九条の四十五の四第十項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める。

第三十九条の四十六第十八項第一号中「金額」の下に「（当該適用年度において法第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の第一項に規定する個別給与控除額（第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用して計算した場合における第一項に規定する個別給与控除額）を控除した金額）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第三項から第六項まで、第八項（第三号を除く。）、第九項及び第十項」を「第一項、第六項から第九項まで及び第十一項から第十三項まで」に改め、同項ただし書中「第八項第二号」を「第十一項第三号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項第一号イ中「第七項」を「第十項」に改め、同項第二号イ中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項第一号ロ中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「とする。」を「（第一号から第三号までのいずれか及び第四号に掲げる場合に該当する場合には、同号に定める金額）とする。」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一　法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準連結事業年度又は同号イに規定する基準事業年度（以下第三号までにおいて「調整対象基準年度」という。）に係る給与等支給額が零である場合で、かつ、当該調整対象基準年度において事業（当該調整対象基準年度において法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当する連結法人にあつては、同条第十三号に規定する収益事業）を行つている場合（第三号に掲げる場合を除く。）　一円

二　次に掲げる場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該連結親法人又はその連結子法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日以後に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち国内雇用者に対して給与等を支給する最初の連結事業年度又は事業年度（以下この号及び第四号において「最初連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額の百分の七十に相当する金額（当該最初連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最初連結事業年度等の月数で除して計算した金額）

イ　調整対象基準年度に係る給与等支給額が零である場合（前号に掲げる場合を除く。）

ロ　調整対象基準年度がない場合で、かつ、最も古い連結事業年度等に係る給与等支給額が零である場合

三　調整対象基準年度の月数が一月に満たない場合で、かつ、最も古い連結事業年度等の開始の日の前日から起算して一月前の日から当該前日までの期間内に終了する各連結事業年度（当該期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「前一月内終了連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額がある場合　当該前一月内終了連結事業年度等に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一月内終了連結事業年度等のうち最も古い連結事業年度（当該前一月内終了連結事業年度等のうち最も古い事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該最も古い事業年度）開始の日から最も古い連結事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数で除して計算した金額

第三十九条の四十六第八項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「第三号に」を「第一号に」に、「前号」を「第二号」に、「を第三項第一号」を「を第六項第一号」に、「又は第五項第一号」を「又は第八項第一号」に改め、同号イ中「第三項第一号」を「第六項第一号」に、「第一号から第三号まで」を「前三号」に改め、同号ロ中「第五項第一号イ」を「第八項第一号イ」に、「第一号又は第二号」を「前二号」に改め、同号ハ中「第五項第一号ロ」を「第八項第一号ロ」に、「第一号又は第二号」を「前二号」に改め、同号ニ中「第五項第二号イ」を「第八項第二号イ」に、「第一号から第三号まで」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第六十八条の十五の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の連結親法人及びその各連結子法人の個別給与控除額（当該連結親法人又はその連結子法人の同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この条において「適用年度」という。）に係る